

総行応第 70 号
平成 26 年 3 月 31 日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長 } 殿

総務省地域力創造審議官

定住自立圏構想推進要綱の一部改正について（通知）

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号）の一部を下記のとおり改正しましたので、御了知のうえ取扱いに遺漏のないように配慮願います。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号）の一部を次のように改正する。

本則中「周辺市町村」を「近隣市町村」に改める。

第 1（3）中「周辺地域」を「近隣地域」に改める。

第 4（1）及び（2）中「周辺」を「近隣」に改め、同（5）中「周辺地域」を「近隣地域」に、「その周辺」を「その近隣」に改める。

第 5（1）から（3）までの規定中「周辺」を「近隣」に改め、同（4）中「周辺地域」を「近隣地域」に、「その周辺」を「その近隣」に改め、同（5）

中「周辺」を「近隣」に改める。

第6(1)①中「周辺」を「近隣」に、「又は「構成市町村」を「構成市町村」又は「周辺市町村」に改め、同中(6)の次に次を加える。

(7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

附則第1中「周辺」を「近隣」に改める。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

<p>定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び近隣にある市町村（以下「<u>近隣市町村</u>」）という。ただし、関係市町村の判断により、「<u>連携市町村</u>」、「<u>構成市町村</u>」又は「<u>周辺市町村</u>」と呼称することも差し支えない。）の区域の全部</p> <p>② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部</p> <p>(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義</p> <p>定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として(3)に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。</p> <p>(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項</p> <p>定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。</p> <p>① 定住自立圏及び市町村の名称</p> <p>定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結</p>	<p>① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び周辺にある市町村（以下「<u>周辺市町村</u>」）という。ただし、関係市町村の判断により、「<u>連携市町村</u>」又は「<u>構成市町村</u>」と呼称することも差し支えない。）の区域の全部</p> <p>② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部</p> <p>(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義</p> <p>定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として(3)に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。</p> <p>(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項</p> <p>定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。</p> <p>① 定住自立圏及び市町村の名称</p> <p>定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町</p>
---	---

これを公表するものとする。

(7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心城市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

第7 中心城市に係る特例

隣接する2つの市（各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心城市とみなすことができる。

この場合において、第4（1）から（4）までに規定する中心城市宣言書、第5（1）から（3）まで及び（5）に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該

第7 中心城市に係る特例

隣接する2つの市（各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心城市とみなすことができる。

この場合において、第4（1）から（4）までに規定する中心城市宣言書、第5（1）から（3）まで及び（5）に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心城市とみなすことができる。